

通学形態変更届(自宅外通学)

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

Table with 2 columns: Field (提出日, 生年月日, 学籍番号, フリガナ, 氏名(自署)) and Value (西暦 20 23 年 4 月 3 日, 西暦 2004 年 9 月 1 日, L239999, フリガナ, 氏名(自署))

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の場合は不備返送となります。

Form with fields for University (短期大学), Department (課程), Faculty (研究科), Year (1 年次), Student ID (奨学生番号), and Enrollment Number (採用候補者決定通知登録番号). Includes a red box around the enrollment number with the text '採用候補者決定通知書に記載された「登録番号」を記入すること'.

(注1)奨学生番号が付番されている場合は、奨学生番号を記入してください。予約採用者で、奨学生番号付番前に提出する場合は、採用候補者決定通知登録番号及び進学届入力日を記入してください。
採用候補者決定通知登録番号を使用する場合、「進学届入力日」欄を記入してください。
(注2)4月より進学予定で、進学届入力前に提出する場合(3月中の学校が指定する締切日)は、採用候補者決定通知書に記載された「登録番号」を記入してください。
※3月中の学校が指定する締切後に本届出を提出する場合は進学届を提出してください。
本様式に記載された学校と進学届記載の学校が不一致の場合、本様式を再度作成してください。

通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

Main application form for home-away study. Includes sections for: 自宅外通学要件及び提出書類の確認, 自宅外への入居日, 契約期間, 家賃・寮費発生年月日, 自宅外住所, 生計維持者, 主に通学しているキャンパスの住所, and 自宅外要件 (with checkboxes for distance, time, and cost).

(注3) 自宅外通学事務処理センターにおいて自宅外通学に係る証明書類の受付をした日となります。
(注4) 自宅外通学への変更期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注5) 家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例: 契約期間が2023年4月1日から2024年3月31日までであり、家賃が4月1日から発生している場合は2023年4月1日を記入。)

- 通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
- 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
- 選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出してください。
- 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借入金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡します。)

自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

裏面「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めして提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名
関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

Table for confirmation of document attachment with checkboxes for categories A through G.

Form for contact information including phone number (電話番号) and school number (学校番号).

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。